

第百八十三号議案

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。